

岐阜県公報

号 外 (四) 令 和 七 年 三 月 三 十 一 日

規 則

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第十六号

岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県証紙条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表七の項第三号中「。以下この号において「法」という。」及び「及び自動車保管場所標章交付手数料（法第六条第一項の規定により当該通知を行った場合における保管場所標章の交付に係るものに限る。）」を削る。

附 則

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和七年岐阜県条例第十八号。以下「改正条例」という。）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正条例による改正前の岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第四十号）別表第一八の表に規定する自動車保管場所標章交付手数料の収入については、改正後の別表七の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

目 次

規 則

○岐阜県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

（出納管理課）

一

告 示

○道路の区域変更

（道路維持課）

二

○道路の供用開始

（同）

二

告 示

岐阜県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

県道		道路の種類	
岐 阜 県 道 大 巢 岐 野 南 線		路線名	
安八郡神戸町大字西座倉 字宮後二九九番地先から 同 郡 同 町 大字 同 字 同 二九八番地先まで		区 間	
後	前	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員 (メー トリ ル)
二六・二 五・二	二六・二 四・三		
二五・九	二五・九	延長 (メー トリ ル)	
		備考	

岐阜県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和七年三月三十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年三月三十一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類		路線名		区 間			
岐 阜 県 道	大 巢 岐 野 南 線	安八郡神戸町大字西座倉字宮後二九九番地先から	同 郡 同 町 大字 同 字 同 二九八番地先まで	区域変更前後	敷地の幅員		
				別前後	延 長		
				後	前	備考	
				二六・二 五・二	二六・二 四・三	二五・九	

岐 阜 県 道	大 巢 岐 野 南 線	安八郡神戸町大字西座倉字北屋敷三〇一番二地先から	波四三八番二地先まで	字 前	四八・四	令 和 七・三・三	令 和 四・三・三 令 和 七・三・三
---------	-------------	--------------------------	------------	-----	------	--------------	------------------------------

令和七年三月三十一日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐 阜 県 庁

編 集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三十一 岐阜 文 芸 社